

将来、保障を選べる 介護保険



スーパー介護年金プラン



働き盛りの万ーを保障

介護

高度障害

将来、必要な保障を選べる

介護保障プラン

公的介護保険制度
連動年金プラン

確定年金プラン

一時金受取プラン

No.1 アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、以下の保障を希望されるお客様におすすめの商品です。商品内容がお客様のご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。
ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

このパンフレットで
ご案内する保障分野

介護や障がいの保障

対応する
商品・特約

スーパー介護年金プランVタイプ

このパンフレットではご案内していません

病気やケガの保障
(がんや重大疾病の保障も含む)

がんや重大疾病
(特定の疾病)の保障

死亡時の保障

貯蓄
(教育資金や老後生活資金準備など)

目次

今も将来も、介護や老後の心配があります

詳細は **2**ページ [クリック](#)

ご契約例

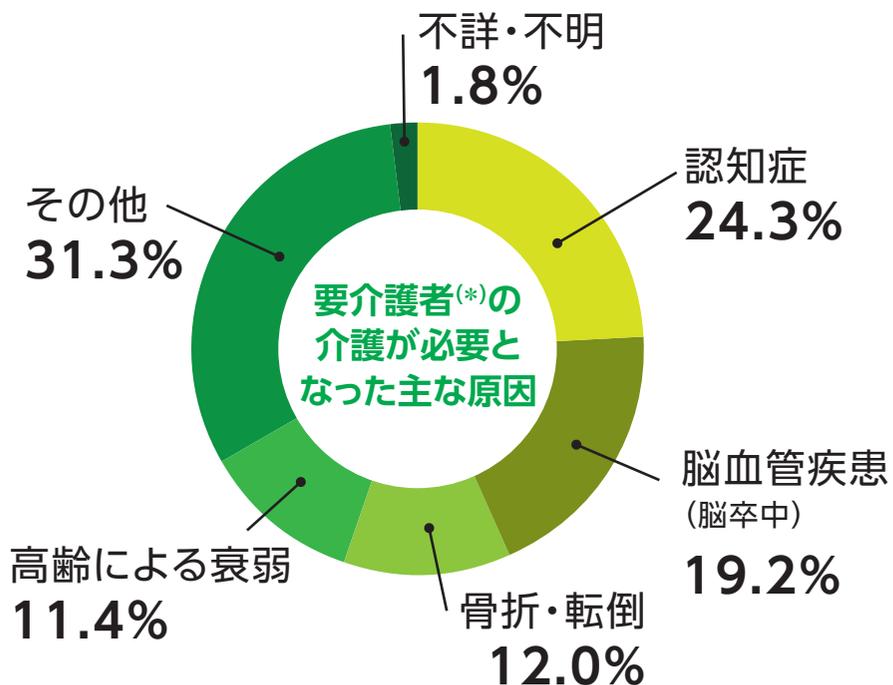
詳細は **5**ページ [クリック](#)

保障の対象となる所定の要介護状態について...

詳細は **9**ページ [クリック](#)

今も将来も、介護や老後の心配があります。

働き盛りでも、もしもに備えて…



働き盛りの
あなたへ
介護の備え

働き盛りの万一を保障

「介護」はもちろん
「高度障害」も保障

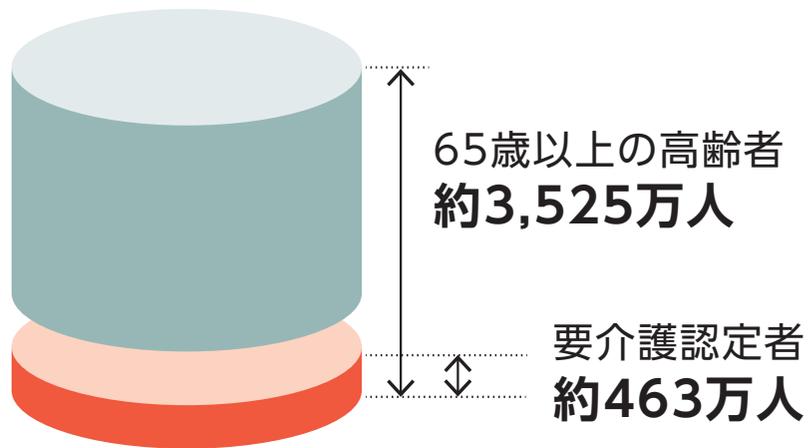
「認知症」「寝たきり」による介護保障。
さらに、身近な病気や事故による
「高度障害」も保障します。

厚生労働省「令和元年 国民生活基礎調査」

(*)要介護1～5に認定された者

今も将来も、介護や老後の心配があります。

将来、介護の不安は…



**65歳以上の
約8人に1人は要介護者**
(65歳以上の高齢者における
要介護認定者の割合)

将来の介護が 不安なあなた への備え

将来、選べる保障

介護に備える 2つのプラン

介護保障プラン

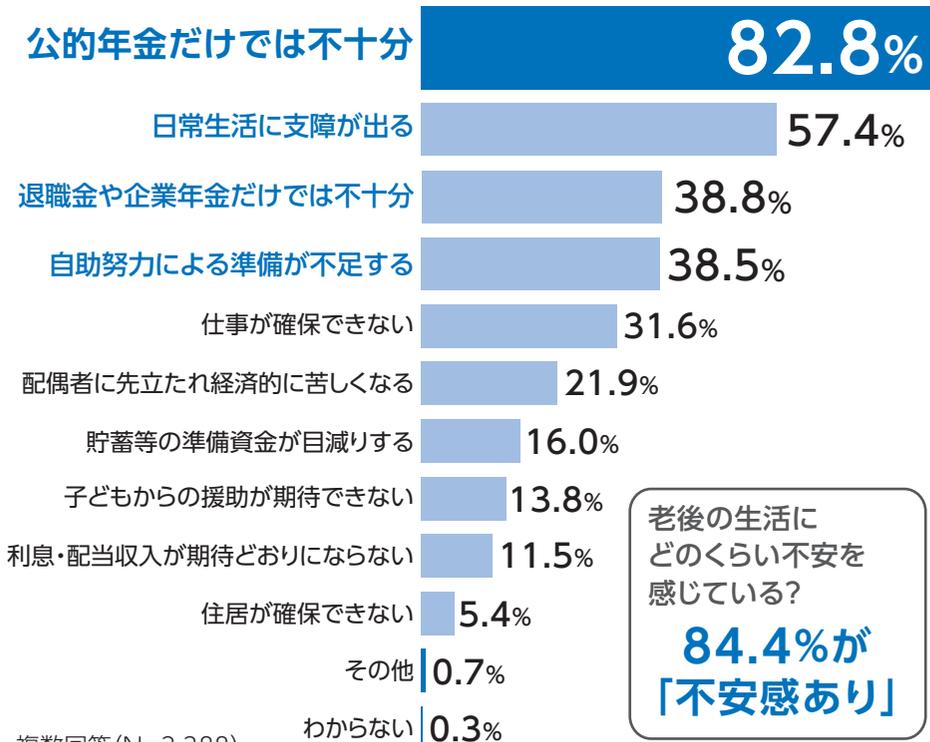
介護保障と死亡保障を同時に
確保できます。

公的介護保険制度連動年金プラン

公的介護保険の認定を受けた
場合に年金を受け取れます。

今も将来も、介護や老後の心配があります。

老後の不安は…



老後の生活に
どのくらい不安を
感じている？

84.4%が
「不安感あり」

複数回答(N=3,388)

(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

将来、選べる保障

老後の生活に備える 2つのプラン

確定年金プラン

65歳から確定年金として
受け取れます。

一時金受取プラン

65歳時に解約払戻金を
一時金として受け取れます。

65歳までは介護保障を確保、 65歳時にライフプランにあわせて保障を選べます

65歳までの保障

介護・高度障害の 保障

詳細は **6ページ** [クリック](#)

65歳時

介護に
備える

老後の
生活に
備える

65歳以降の保障

1

介護保障プラン

介護年金の保障を継続することができます。

詳細は **7ページ** [クリック](#)

2

公的介護保険制度 連動年金プラン

詳細は **7ページ** [クリック](#)

3

確定年金プラン

詳細は **8ページ** [クリック](#)

4

一時金受取プラン

詳細は **8ページ** [クリック](#)

65歳までは介護保障を確保、 65歳時にライフプランにあわせて保障を選べます

65歳までの保障

1 介護保障プラン

2 公的介護保険制度連動年金プラン

3 確定年金プラン

4 一時金受取プラン

ご契約例の場合

65歳までの保障

介護・高度障害の保障

男性30歳

基準介護年金年額60万円コースの場合

介護年金10年コース

死亡保険金額通増
期間満了年齢

満65歳

保険料払込期間

65歳払済

「認知症」または「寝たきり」による

所定の要介護状態になった場合

つぎの①②のいずれかに該当したとき

- ① 所定の「認知症による要介護状態」が3か月以上継続したとき
- ② 所定の「寝たきりによる要介護状態」が6か月以上継続したとき

介護一時金

一時金として(1回限り) **60万円**

介護年金

年額 **60万円** × 最長**10年**まで
(月々5万円×12か月)

所定の高度障害状態になった場合

所定の「高度障害状態」に該当し、
その状態が6か月以上継続したとき

高度障害
一時金

一時金として(1回限り) **60万円**

高度障害
年金

年額 **60万円** × 最長**65歳**まで
(月々5万円×12か月)

死亡した場合

死亡時までの経過年数による
死亡保険金を
お支払いします

要介護状態や高度障害状態になり「介護年金」「高度障害年金」のお支払いが続く限り、**保険料のお払込みは免除されます。**

※ 介護一時金と高度障害一時金は重複してお支払いしません。 ※ 死亡保険金額通増期間満了年齢は満60歳・満65歳・満70歳・満75歳から選べます。

たとえば、

ご契約例
のリンク

の場合

65歳までは介護保障を確保、 65歳時にライフプランにあわせて保障を選べます

65歳までの保障

1 介護保障プラン

2 公的介護保険制度連動年金プラン

3 確定年金プラン

4 一時金受取プラン

65歳時

65歳以降の保障

1

介護保障 プラン

介護年金の保障を
継続することができます。

「認知症」または「寝たきり」による**所定の要介護状態**になった場合

つぎの①②のいずれかに該当したとき

①所定の「認知症による要介護状態」が3か月以上継続したとき

②所定の「寝たきりによる要介護状態」が6か月以上継続したとき

保険期間：終身

介護一時金

一時金として(1回限り) **60万円**

介護年金

年額 **60万円**×最長**10年**まで
(月々5万円×12か月)

死亡した場合

保険期間：終身

死亡
保険金

一律 **60万円**



介護に
備える

2

公的介護保険 制度連動 年金プラン

公的介護保険制度連動年金

公的介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた場合年金を受け取ることができます。

・公的介護保険の認定を受けなかった場合、または認定を受けずに死亡された場合でも、
一時金として払戻金を受け取ることができます(公的介護保険制度連動年金として受け取るより少ない金額となります)。

記載の保障内容・金額などは、基準介護年金年額・性別・死亡保険金額逡増期間満了年齢・契約年齢などにより異なります。

プラン変更のタイミングは「65歳の契約応当日」です。「65歳の誕生日」ではありません。アフラックからお送りする案内書類にて、契約応当日の2週間前までに変更の申し出が必要です。

2 公的介護保険制度連動年金プランについては、プラン変更後の保障内容・金額などはプラン変更時の特約条項・基礎率などに基づいて決まるため保険のご契約時点で定まるものではありません。

※保険料払込期間が終身払の場合：2 のプランを選択された場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

たとえば、

ご契約例
のリンク

の場合

65歳までは介護保障を確保、

65歳時にライフプランにあわせて保障を選べます

65歳までの保障

1 介護保障プラン

2 公的介護保険制度連動年金プラン

3 確定年金プラン

4 一時金受取プラン

65歳時

65歳以降の保障

3

確定年金
プラン

65歳から**確定年金**を受け取ることができます。

老後の
生活に
備える

4

一時金受取
プラン

65歳の契約応当日前日に解約した場合
65歳時に一時金として受け取ることができます。

・65歳の契約応当日以後に解約した場合、介護保障プランの死亡保険金額(60万円)を限度として、経過年数により計算し、お支払いします。

記載の保障内容・金額などは、基準介護年金年額・性別・死亡保険金額遡増期間満了年齢・契約年齢などにより異なります。

プラン変更のタイミングは「65歳の契約応当日」です。「65歳の誕生日」ではありません。アフラックからお送りする案内書類にて、契約応当日の2週間前までに変更の申し出が必要です。

3 確定年金プランについては、プラン変更後の保障内容・金額などはプラン変更時の特約条項・基礎率などに基づいて決まるため保険のご契約時点で定まるものではありません。

※保険料払込期間が終身払の場合: 3 のプランを選択された場合、以後の保険料のお払込みは必要ありません。

目次に戻る [クリック](#)

保障の対象となる所定の要介護状態について

下記の「認知症」による要介護状態に該当したとき、介護一時金・介護年金をお支払いします。

支払事由の詳細については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

認知症による要介護状態

以下の①②のすべてに該当し、その状態が3か月以上継続したとき

① 「認知症」と診断確定されていること



② 意識障害のない状態で、つぎの①～③いずれかの見当識障害があること



「認知症」の診断確定や「見当識障害」の診断は、日本の医師の資格をもつ同一の医師によってなされることを要します。

保障の対象となる所定の要介護状態について

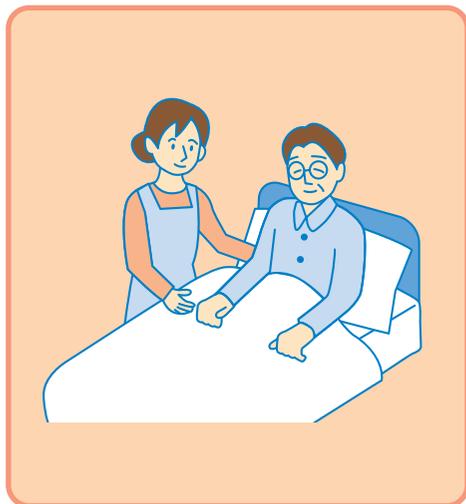
下記の「寝たきり」による要介護状態に該当したとき、介護一時金・介護年金をお支払いします。

支払事由の詳細については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

寝たきりによる要介護状態

常時寝たきり状態で、以下の①②のすべてに該当し、他人の介護を必要とする状態が6か月以上継続したとき

- ① ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと



- ② つぎの①～④のうち2項目以上が自分ではできないこと

- ① 衣服の着脱



- ② 入浴



- ③ 食物の摂取



- ④ 大小便の排泄後の拭き取り始末



「寝たきりによる要介護状態」の診断は、日本の医師の資格をもつ医師によってなされることを要します。

ご契約者様専用サイト



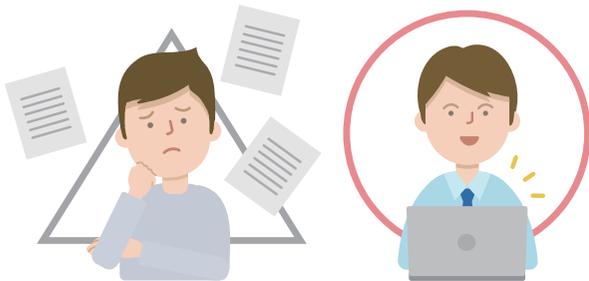
アフラック よりそうネット

便利なWebサイトのご案内

『アフラック よりそうネット』は、ご契約後にご利用いただけるサービスです。
※法人契約の場合はご利用いただけません。

契約内容の確認や各種手続きなど、パソコンはもちろんスマートフォンからもアクセスでき、
いつでもどこでも便利にご利用いただけます。

契約内容のご確認



保険証券が、お手元になくても、**保障の内容や給付金額**など、スマートフォンやパソコンで簡単にご確認いただくことができ、もしもの場合でも安心です。

各種お手続き



住所変更



改姓



受取人変更



控除証明
再発行



振替口座
変更



クレジットカード
払いへの変更

オンラインならいつでもどこでもご利用いただけます。用紙の記入や郵送の手間が掛からないので、**スピーディ**で便利です。

ご契約者様専用サイト

「アフラック よりそうネット」

のご登録は

こちらをクリック



アフラック よりそうネット [クリック](#)

スマートフォンの方はこちらから



左記の他にも、「**オンライン医療相談サービス**」など各種サービスがご利用いただけます。詳しくは「アフラック よりそうネット」へログインください。

- 「パンフレット」に記載の保障内容などは、2021年2月現在のものです。
- 「契約概要」「注意喚起情報」「その他重要事項」「ご契約のしおり・約款」は商品内容やご契約に関する大切な事項を記載しています。“お支払いできない場合”や“新たな保険契約への乗換えやご契約の見直し”など、お客様にとって不利益となることも記載していますので、必ずご確認ください。

お問い合わせ、お申込みは

<募集代理店> (アフラックは代理店制度を採用しています)

<引受保険会社>

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について

コールセンター **0120-5555-95**

月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

※ 祝日・年末年始を除きます。

当代理店はお客様と引受保険会社の保険契約締結の媒介を行うもので、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。